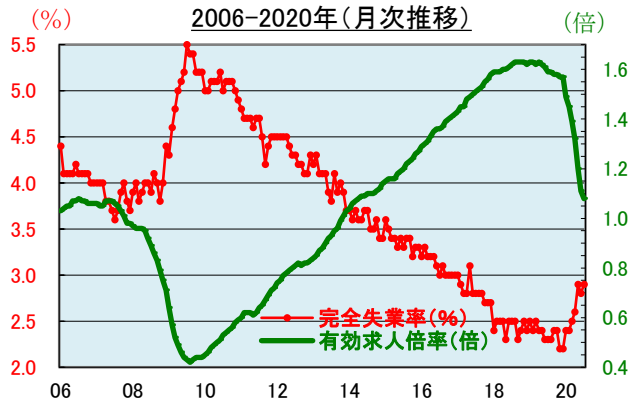


2020年8月号 最新の雇用・経済指標

2020年9月1日
株式会社パソナグループ 経営企画部



■月次雇用指標 - 2020年7月結果■

●完全失業率^{*7} **2.9%** 【前月比 0.1ポイント悪化】

男性 … **3.0%** 【前月比 0.1ポイント改善】

女性 … **2.7%** 【前月比 0.2ポイント悪化】

| ●年齢階級別失業率 | 15～24歳 | 25～34歳 | 35～44歳 | 45～54歳 | 55～64歳 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 男女計 | 5.1% | 3.8% | 2.7% | 2.7% | 2.4% |
| 男性 | 5.5% | 3.8% | 2.7% | 2.5% | 2.6% |
| 女性 | 4.8% | 3.7% | 2.6% | 2.9% | 2.3% |

●有効求人倍率^{*13} **1.08倍** 【前月比 0.03ポイント悪化、前年同月比 0.51ポイント悪化】

新規求人倍率 **1.72倍** 【前月比 横ばい、前年同月比 0.65ポイント悪化】

正社員の有効求人倍率^{注)} **0.81倍** 【前月比 0.03ポイント悪化、前年同月比 0.33ポイント悪化】

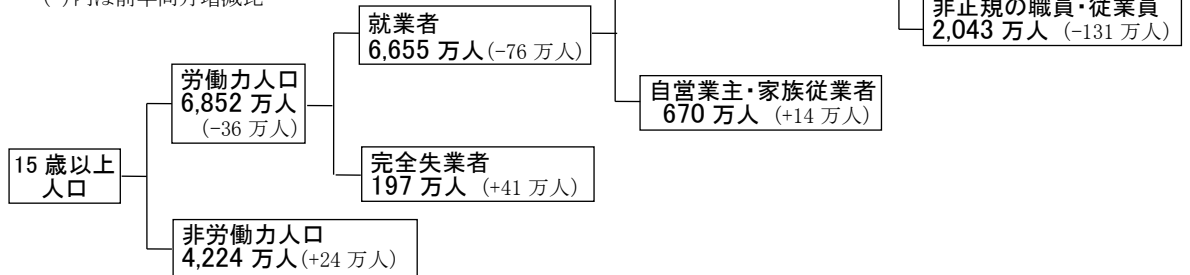
注)「正社員の有効求人倍率」は、分母となる求職者数に派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員求人倍率より低くなる

■就業状態 《すべて実数》

★労働力人口比率=61.8%

★就業率=60.0%

()内は前年同月増減比



- 失業者数は6か月連続の増加。うち「自己都合」は74万人と前年同月に比べ4万人増加、「勤め先都合」は38万人と19万人増加
- 失業者のうち男性は前年同月に比べ23万人増の116万人、女性は18万人増の81万人
- 産業別の就業者数は、「宿泊業、飲食サービス業」、「建設業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、などが減少

(以上、注意書きの無い増減の比較は全て前年同月対比)

■職業紹介状況 《前月比は季節調整値^{*12}、前年同月比は実数》…公共職業安定所(ハローワーク)における統計

●新規求人数 【前月比 4.9%減、前年同月比 28.6%減 (うち正社員^{注)} 24.8%減】

●月間有効求人数 【 " 1.9%減、 " 28.1%減 (" 22.7%減)】

●月間有効求職者数 【 " 6.0%増、 " 7.2%増】

- 都道府県別の有効求人倍率(受理地別)は、最低が沖縄県の0.67倍、最高は福井県の1.48倍
- 新規求人を産業別にみると、前年同月と比べて、「宿泊業、飲食サービス業(44.0%減)」、「製造業(40.9%減)」、「生活関連サービス業、娯楽業(34.5%減)」、「情報通信業(34.1%減)」、「卸売業、小売業(33.4%減)」などで減少

★出所:総務省「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」(2020年9月1日公表)

政府発表の雇用指標

■地域別失業率■

<2020年4~6月期平均>

| | | |
|--------|------|---------|
| 北海道 | 3.3% | (+ 0.3) |
| 東北 | 2.9% | (+ 0.7) |
| 南関東 | 3.2% | (+ 0.8) |
| 北関東・甲信 | 2.4% | (- 0.3) |
| 北陸 | 2.2% | (+ 0.1) |
| 東海 | 2.1% | (+ 0.2) |
| 近畿 | 3.0% | (+ 0.2) |
| 中国 | 2.2% | (- 0.2) |
| 四国 | 2.7% | (+ 0.2) |
| 九州 | 3.0% | (+ 0.5) |
| 沖縄 | 3.5% | (+ 0.8) |

※()内は前年同期比

★出所:総務省「労働力調査」

(2020年7月31日公表)

■雇用情勢 - 2020年4~6月期平均■

●非正規の職員・従業員の割合^(※)

36.5% 【前年同期比 1.2ポイント減少】

男女それぞれの「役員を除く雇用者」数に占める非正規社員の割合

男性 … **21.9%** 【前年同期比 0.8ポイント減少】

女性 … **53.4%** 【前年同期比 1.6ポイント減少】

《人数は実数値》

| | | |
|---------------------|---------|---------------|
| ●雇用者数 ^{*8} | 5,914万人 | 【前年同期比 68万人減】 |
| ●役員を除く雇用者数 | 5,579万人 | 【 " 57万人減】 |
| — 正規の職員・従業員 | 3,543万人 | 【 " 30万人増】 |
| — 非正規の職員・従業員 | 2,036万人 | 【 " 88万人減】 |
| — パート・アルバイト | 1,408万人 | 【 " 78万人減】 |
| — 派遣社員 | 137万人 | 【 " 横ばい】 |
| — 契約社員 | 283万人 | 【 " 7万人減】 |
| — 嘱託 | 119万人 | 【 " 7万人減】 |
| — その他 | 89万人 | 【 " 5万人増】 |

派遣社員のうち男性が56万人、女性が82万人、前年同期比では男性は横ばい、女性は0.1%増加。

●失業者の失業する前の雇用形態 (結:29)

| | | |
|-----------------|-------|---------|
| ●失業者数 | 214万人 | |
| ●うち過去1年間に離職した人数 | 89万人 | <15.7%> |
| — 正規の職員・従業員 | 43万人 | <16.3%> |
| — パート・アルバイト | 24万人 | <20.8%> |
| — 派遣社員 | 7万人 | <14.3%> |

左記雇用形態別の失業者数のうち、「会社倒産・事業所閉鎖」または「人員整理・勧奨退職」による失業の割合(契約満了を除く)

失業者の仕事につけない理由をみると、「希望する種類・内容の仕事がない」が66万人、「条件にこだわらないが仕事がない」が14万人、その他、「求人年齢と自分の年齢があわない」「賃金・給料が希望とあわない」「勤務時間・休日などが希望とあわない」「自分の技術や技能が求人要件に満たない」など。

●就職を希望する非労働力人口

| | | |
|-----------------|---------|---------------|
| ●非労働力人口 | 4,204万人 | 【前年同期比 46万人増】 |
| ●うち就職を希望する人数 | 304万人 | 【 " 31万人減】 |
| — 適当な仕事がありそうにない | 109万人 | 【 " 11万人増】 |
| — 出産・育児のため | 54万人 | 【 " 13万人減】 |
| — 健康上の理由 | 55万人 | 【 " 12万人減】 |

「適当な仕事がありそうにない」ために求職活動をしていない人の理由は、「近くに仕事がありそうにない」「自分の知識・能力にあう仕事がありそうにない」「勤務時間・賃金などが希望にあう仕事がありそうにない」「今の景気や季節では仕事がありそうにない」「その他適当な仕事がありそうにない」などとなっている。

●転職者^(※)

323万人 【前年同期比 16万人減】 (※) 転職者とは過去1年間に離職を経験した就業者

男性 … 146万人 【 " 10万人減】 <4.0%>

女性 … 176万人 【 " 8万人減】 <6.0%>

《転職者比率》
就業者に占める割合

就業者数に占める転職者の割合(転職者比率)は全体で4.9%となり前年同期比0.23ポイント増。年齢階級ごとの転職者数では25~34歳が最も多く79万人。転職者比率では15~24歳が11.7%で引き続き最も高い。

●都道府県別失業率(推計) **ワースト:沖縄県 3.5%**

ベスト:島根県 0.8%

前年同期比で最も改善したのは島根県の1.1ポイント減、悪化したのは東京都・神奈川県・沖縄県の0.8ポイント増。

★出所:総務省「労働力調査」(2020年8月11日、9月1日公表)

政府発表の雇用・経済指標

■大学卒業者の就職内定状況 - 2019年度■

2020年4月1日現在

●大学の就職内定率 **98.0%**【前年同期比 0.4ポイント上昇】

(2020年3月卒業者)

男子・・・97.5%【前年同期比 0.2ポイント増】

女子・・・98.5%【前年同期比 0.7ポイント増】

【参考】

| | 就職希望率 | 就職内定率 |
|----------|------------------|-------------------|
| 大学 | 77.0%【前年同期比+1.0】 | 98.0%【前年同期比+0.4】 |
| 短大(女子のみ) | 83.7%【前年同期比+0.8】 | 97.0%【前年同期比-1.6】 |
| 高専(男子のみ) | 58.0%【前年同期比-4.0】 | 100.0%【前年同期比+0.4】 |
| 専修学校 | 88.4%【前年同期比-1.1】 | 96.8%【前年同期比+0.2】 |

★出所:厚生労働省(文部科学省共同調査)「令和元年度大学等卒業者の就職内定状況調査」(2020年6月11日公表)

■高校卒業者の求人・求職状況 - 2019年度■

2020年3月末日現在

●高校の就職内定率 **99.3%**【前年同期比 0.1ポイント減】

【参考】

| | 求職者数 | 求人数 | 求人倍率 | 内定開始日 |
|----|--------------------|---------------------|-------------------|--------------|
| 高校 | 16.8万人【前年同期比△2.1%】 | 48.4万人【前年同期比+1.5%】 | 2.89倍【前年同期比+0.11】 | 2019年9月16日以降 |
| 中学 | 537人【前年同期比△9.1%】 | 1,696人【前年同期比△13.1%】 | 3.16倍【前年同期比△0.14】 | 2020年1月1日以降 |

※学校・公共職業安定所の紹介を希望する生徒の状況をとりまとめたもの。

★出所:厚生労働省「令和元年度高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職内定状況」(2020年6月11日公表)

■人口推計 - 2020年8月■

2020年8月1日現在

●総人口(在留外国人を含む概算値) **1億2,593万人**【前年同月比29万人減】

男性・・・6,128万人【前年同月比 15万人減】

女性・・・6,465万人【前年同月比 14万人減】

●年齢階級別人口割合

| | | | |
|--------|-------|-----------|---------|
| 0～14歳 | 12.0% | うち 15～24歳 | 9.7% |
| 15～64歳 | 59.3% | 25～34歳 | 10.3% |
| | | 35～44歳 | 12.6% |
| | | 45～54歳 | 14.7% |
| | | 55～64歳 | 12.1% |
| 65歳以上 | 28.7% | うち 75歳以上 | 14.8% ※ |

※75歳以上人口の割合の推移・・・1950年 1.3% → 1991年 5.0% → 2007年 10.0%

【参考】2015年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(2017年4月)によれば、日本の総人口は、2053年に1億人を割り込む。2065年には現在の約7割にまで減少し、年齢構成の内訳も、0～14歳の「年少人口」は10.2%に、15～64歳の「生産年齢人口」は51.4%に、65歳以上の「老年人口」は38.4%と、大きく変動する。

★出所:総務省「人口推計月報」(2020年8月20日公表)

■GDP(国内総生産)■

国内総生産(GDP^{*14})成長率～実質

●2020年第2四半期(4～6月)前期比**7.8%減**、年率換算**27.8%減** <1次速報値>

- ・実質成長率のうちの寄与度で見ると、国内需要(内需)が4.8%減、財貨・サービスの純輸出(輸出-輸入)が3.0%減
- ・米国の4-6月確報値は、年率換算で前期比32.9%減(商務省:7月30日)
- ・ユーロ圏の4-6月期速報値は、前期比12.1%減、前年比15.0%減(EU統計局:7月31日)
- ・中国の4-6月期は前年同期比で3.2%増(国家統計局:7月16日)

★出所:内閣府「GDP(国内総生産)」(2020年8月17日公表)、他

新しく発表された調査結果・統計データの概要

■すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました■

～40 県最低賃金を引き上げ、答申での全国加重平均額は 902 円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が、本日まで答申した令和2年度の地域別最低賃金の改定額(以下「改定額」という。)を取りまとめました。

これは、7月22日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

【令和2年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・最低賃金の引上げを行ったのは40県で、1円～3円の引上げ(引上げ額が1円は17県、2円は14県、3円は9県)
- ・改定後の全国加重平均額は902円(昨年度901円)
- ・最高額(1,013円)と最低額(792円)の金額差は、221円(昨年度は223円)
- ・最高額に対する最低額の比率は、78.2%(昨年度は78.0%)

★出所:厚生労働省:報道発表資料(2020年8月21日公表)

■派遣労働者数の動向 - 2020年4～6月期■

地域別

| | |
|---------|-------|
| 10 地域合計 | △1.9% |
| 北海道 | △2.0% |
| 東北 | △4.0% |
| 南関東 | △1.4% |
| 北関東・甲信 | △5.3% |
| 北陸 | △4.5% |
| 東海 | △2.7% |
| 近畿 | △1.8% |
| 中国 | △2.5% |
| 四国 | △6.4% |
| 九州 | +1.3% |

業務別

| | |
|------------|--------|
| 情報処理システム開発 | △2.0% |
| 機器操作 | △18.7% |
| 財務 | +0.7% |
| 貿易 | +11.0% |
| 一般事務 | +20.5% |
| 営業 | △24.5% |
| 販売 | △26.6% |
| 製造 | △12.9% |
| 軽作業 | +3.1% |
| 紹介予定派遣 | △28.0% |

★出所:(社)日本人材派遣協会「労働者派遣事業統計調査」(2020年8月25日公表)

■令和2年度「地域雇用活性化推進事業」の採択地域に、9地域を決定しました■

厚生労働省は、雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域などが、地域の特性を生かして「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るために創意工夫する取組を支援します。この「地域雇用活性化推進事業」(令和2年度開始分)での採択地域に、9地域を決定しました。

地域で効果的に「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るためには、産業構造や地理的要因といった特性を踏まえた取組が必要です。

「地域雇用活性化推進事業」では、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策などと連携した上で、地域独自の雇用活性化の取組を実施します。具体的には、地域の市町村や経済団体などの関係者で構成する地域雇用創造協議会が提案した事業構想の中から、雇用を通じた地域の活性化につながると思われるものをコンテスト方式で選抜し、その実施をこの地域雇用創造協議会に委託します。

【採択地域】

1. 北海道釧路市
2. 北海道北見市
3. 岩手県二戸地域
4. 埼玉県ちちぶ地域
5. 鳥根県江津市
6. 愛媛県西予市
7. 熊本県熊本市
8. 熊本県天草地域
9. 鹿児島県奄美大島地域

★出所:厚生労働省:報道発表資料(2020年8月31日公表)

政府発表の人材派遣市場

■2018年度の労働者派遣事業の状況■

◇2018年度中に事業年度が終了し報告書を提出した派遣元事業所の事業運営状況◇

●年間売上高 総額**6兆3,816億円** 【前年度比 1.8%減】(※)

・上記のうち、(旧)特定労働者派遣事業を除く労働者派遣事業^{*17}の前年度比:16.2%増

●派遣元事業所数 **38,128 所** 【前年度比 38.9%減】(※)

・上記のうち、(旧)特定労働者派遣事業を除く労働者派遣事業の前年度比 50.8%増

※派遣実績のあった事業所は 64.0%:24,397 所【前年度比 37.1%増】

●派遣先件数 **689,720 件** 【前年度比 2.5%減】(※)

・上記のうち、(旧)特定労働者派遣事業を除く労働者派遣事業の前年度比:7.6%増

●派遣料金(全体平均、8時間換算) **23,044 円** 【前年度比 8.9%増】 (時給換算 2,881 円)

●賃金(全体平均、8時間換算) **14,888 円** 【前年度比 7.6%増】 (時給換算 1,861 円)

●派遣契約期間

| 1 日以下 | 1 日超 7 日以下 | 7 日超 1 か月以下 | 1 か月超 2 か月以下 | 2 か月超 3 か月以下 | 3 か月超 6 か月以下 | 6 か月超 1 年以下 | 1 年超 3 年以下 | 3 年超 |
|-------|------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|------------|------|
| 29.7% | 4.5% | 10.1% | 19.0% | 25.0% | 9.1% | 2.1% | 0.4% | 0.1% |

●紹介予定派遣

・実施事業所 **2,373 所** 【前年度比 6.9%減】

・職業紹介され直接雇用された労働者数 **19,214 人** 【前年度比 0.5%増】

●登録者数 **4,794,355 人**【前年度比 25.5%増】

(※)前年度比は、(旧)特定労働者派遣事業含む割合

<2019年6月1日現在の状況>

●派遣労働者数^{*18} **1,565,799人**【前年度比 17.3%増】

(1)無期雇用派遣労働者 **550,625 人** 【前年度比 41.3%増】

(2)有期雇用派遣労働者 **1,015,174 人** 【前年度比 7.3%減】

●製造業務に従事した派遣労働者数 **325,941 人** 【前年度比 15.7%増】 全体に占める割合:20.8%

(1)無期雇用派遣労働者 **97,164 人** 【前年度比 57.2%増】

(2)有期雇用派遣労働者 **228,777 人** 【前年度比 4.1%増】

●日雇派遣労働者数 **31,000 人** 【前年度比 21.9%増】

★出所:厚生労働省「労働者派遣事業平成 30 年度事業報告」「労働者派遣事業の令和元年 6 月 1 日現在の状況」(2020 年 3 月 31 日)

主な用語の解説

| | |
|--|---|
| *1 労働力調査 | 全国全世帯の中から、無作為に選定した約4万世帯の15歳以上の者(約10万人)を対象として、毎月末日現在で、月末1週間における就業・不就業の状態を調査する |
| *2 労働力人口 | 15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」の合計。 「労働力人口比率」は、15歳以上の人口に占める労働力人口の割合。 |
| *3 就業者 | 「従業者」と「休業者」を合わせたもので、雇われている人(雇用者)や自営業者など、働いている人全体をあらわす。就業「率」は15歳以上人口に占める就業者の割合。 |
| *4 従業者 | 調査期間中に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入をとまなう仕事を1時間以上した者。尚、家族従業者の場合は、無給であっても仕事をしたとする。 |
| *5 休業者 | 仕事をもちながら、調査期間中少しも仕事をしなかった者のうち、 1)雇用者で、給料、賃金の支払いを受けている者又は受けることになっている者 2)自営業主で、自分の経営する事業を持ったままその仕事を休み始めてから30日にならない者(尚、家族従業者で調査期間中に少しも仕事をしなかった者は休業者に含めず、完全失業者又は非労働力人口のいずれかとしている) |
| *6 完全失業者 | 次の3つの条件を満たす者。 1)仕事がなく調査期間中に少しも仕事をしなかった(就業者ではない)2)仕事があればすぐに就くことができる3)調査期間中に求職活動や事業を始める準備をしていた(過去の求職活動の結果を待っている場合を含む) |
| *7 完全失業率 | 労働力人口に占める完全失業者の割合＝(完全失業者÷労働力人口)×100 |
| *8 雇用者 | 会社、団体、官公庁又は自営業主や個人の家庭に雇われて、給料・賃金を得ている者、及び会社、団体の役員。 |
| *9 常雇(常用雇用者) | 雇用者のうち、「臨時雇」、「日雇」以外の者。 1年を超える又は雇用期間に定めのない契約で雇われる者。 |
| *10 臨時雇 | 1ヶ月以上1年以内の期間を定めて雇われている者。 |
| *11 日雇 | 日々又は1ヶ月未満の契約で雇われている者。 |
| *12 季節調整値 | 季節的要因(稼働日数の相違、正月や年度末の決算などの社会習慣、制度等の影響など)による月々の変動の癖を除去したことを推計した数値。原数値÷季節指数＝×100 (注意)季節調整値は、毎年1月結果公表時に、前年12ヶ月分の結果を追加して過去にさかのぼって再計算する。 |
| *13 有効求人倍率 | 公共職業安定所で扱う求職者数及び求人数のデータから、1人の求職者に対してどれだけの求人があるかを示す指標で、その月に受け付けた求人である「新規求人」と、前月から未充足のまま繰り越された求人とを合計を「有効求人」という。 有効求人倍率＝有効求人数／有効求職者数(倍) 1倍以上であれば労働力の需要超過、1未満であれば労働力の供給超過を示す。 |
| *14 国内総生産 GDP (Gross Domestic Product) | 国内で一定期間に生産された財・サービスの総額。 国内全体でどの程度の生産活動が行われたかを示すもので、国民総生産(GNP)とは異なる。GNPは、国の内外を問わず国内の企業、団体及び個人すべてによって生産され受け取った所得の総額を示すもので、例えば海外に進出した日本企業の生産した分が含まれる。以前はGNPが主に使われていたが、企業の海外進出や外国からの労働移入も増え、1993年から、国内生産活動実態を把握するためGDPが主流となった。 |
| *15 フリーター | 15～34歳の卒業生(女性は卒業生かつ未婚者)で、雇用者のうち「アルバイト・パート」の者、及び無業者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者。 |
| *16 ニート(NEET) | Not in Education, Employment or Trainingの頭文字をとった略称で、「学校に通っておらず、働いてもおらず、職業訓練を行っていない若者」として英国政府が使ったのが語源。 日本では15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない「若者無業者」を指す。 |
| *17 労働者派遣事業 | 2015年9月30日より、従来の「一般労働者派遣事業(許可制)」、「特定労働者派遣事業(届出制)」の区分が廃止となり、許可制の「労働者派遣事業」に一本化されている。 |
| *18 派遣労働者数 | 労働者派遣事業での「無期雇用派遣労働者」と「有期雇用派遣労働者」に、(旧)特定労働者派遣事業での「無期雇用派遣労働者」と「有期雇用派遣労働者」を合計した人数の合計。 |